

# トラック運転者の「新しい」働き方セミナー

岐阜労働基準監督署

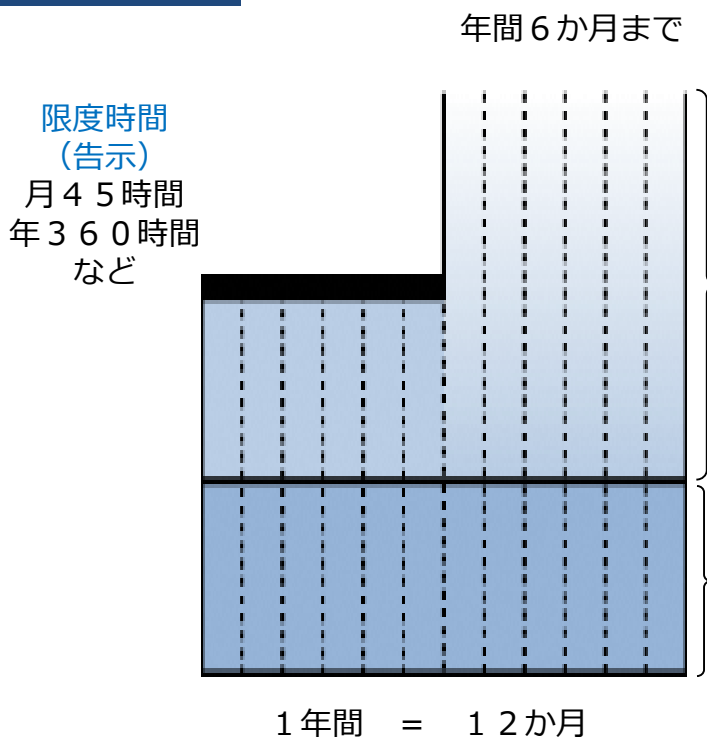
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 時間外労働の上限規制
2. 36協定の作成
3. 改正改善基準告示
4. 改正改善基準告示 Q & A

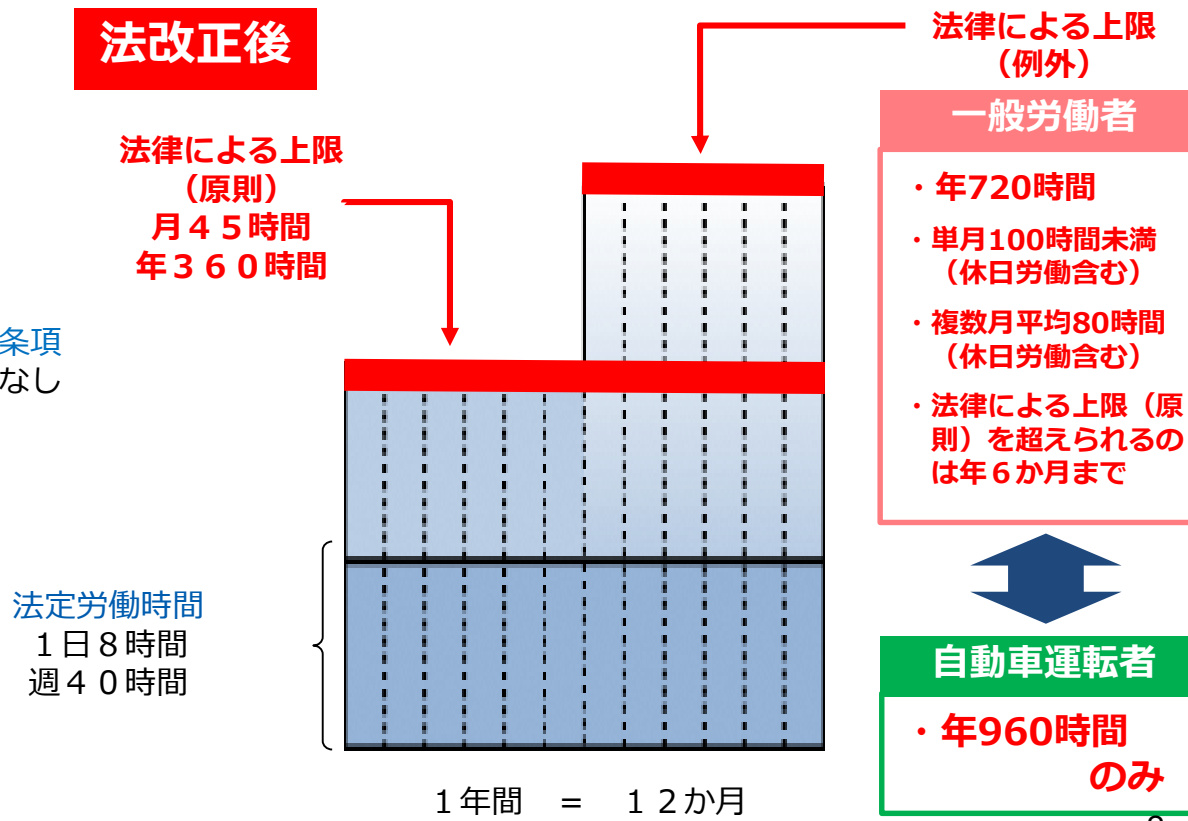
# 時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▶ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要がある。

## 法改正前



## 法改正後



# 適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
  - ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。
- ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

## 【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

## 【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	100(注1)	100(注2)	100	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。  
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

- 1 . 時間外労働の上限規制
- 2 . 36協定の作成
- 3 . 改正改善基準告示
- 4 . 改正改善基準告示 Q & A

# 時間外労働及び休日労働に関する協定届の届出までの流れ

## 〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結(P23~25参照)

1か月45時間・1年360時間以内の時間数<sup>(※1)</sup>とする場合

② 様式9号の3の4を作成(P21参照)

又は

1か月45時間・1年360時間を超える時間数<sup>(※1、2)</sup>とする場合

② 様式9号の3の5を作成(P21、22参照)

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、  
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、  
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

③ ②の様式に①の協定書を添付し、  
労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4  
又は  
様式第9号の3の5  
(原本)  
②

+

時間外労働及び  
休日労働に関する協定書  
(写)  
①

(※P20~参照)



- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

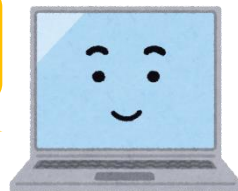
# 時間外労働及び休日労働に関する協定届（様式）

## 36協定届の様式が改正されました

業務の種類	～令和6年3月までの様式	令和6年4月～の様式
自動車運転者	様式9号の4	様式9号の3の4 又は 様式9号の3の5（特別条項付き）
運行管理者	様式9号 又は 様式9号の2（特別条項付き）	
自動車整備士		
荷役作業員		
経理事務員		

36協定様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

ご利用下さい



検索 厚生労働省 主要様式



# 時間外労働及び休日労働に関する協定書

## 時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇(〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1個月	1年
① 下記に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	法定休日のうち、2週を満して1回 始業時刻 午前9:00 終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	法定休日のうち、4週を満して2回 始業時刻 午前9:00 終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時に限定時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	1日	1個月	1年
				延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
① 下記に該当しない労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間
		予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回
② 自働車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	6時間	8回	75時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。  
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

※休日労働の回数は2週に1回が限度です。  
※年960時間を超えることはできません。

前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超える労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

延長して労働させる場合の手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
延長して労働させる労働者の健康及び福祉を確保する目的	対象労働者への医師による健康診断の実施 労務休養施設について必要かつ適宜選定して転移することを含む労務の保護 職場での対応対策実施の徹底

車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間のする。

第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合において(車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働の合計時間は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。  
車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働を合計した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月か3月までを平均して80時間を超えないこととする。

第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合において(車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務させることはできない。

甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに当該労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日は、いずれも〇年4月1日とする。  
2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸株式会社 労働者代表 〇〇〇〇 印  
又は 〇〇運輸労働組合 執行委員長 〇〇〇〇 印  
〇〇運輸株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

※延長することができる時間の「2週間」が告示改正によりなくなりました。





# 時間外労働及び休日労働に関する協定届（限度時間を超える場合）

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

様式第9号の3の5(第70条関係)

### 時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数				
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増費金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増費金率	
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催 ①、③、④										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。) <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員  
氏名 山田 花子

又は ○○運輸労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 田中 太郎

○ ○ 労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要で、1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超える労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③就業から就業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

- 1 . 時間外労働の上限規制
- 2 . 36協定の作成
- 3 . 改正改善基準告示
- 4 . 改正改善基準告示 Q & A

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

## 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

（中身を伴う改正：平成9年改正が最後）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

## 主な内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】：（1か月）トラック…293時間、バス…4週平均1週65時間、タクシー…299時間（1日）トラック・バス・タクシー…原則1日13時間（最大16時間）
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】：原則として継続8時間以上
- 運転時間：トラック…2日平均1日9時間 / 2週間平均1週44時間、バス…2日平均1日9時間 / 4週間平均1週40時間
- 連続運転時間：トラック・バス…4時間以内

※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

## 施行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導 （令和3年自動車運転者を使用する事業場への監督指導…3,770件 改善基準告示違反率…53.3%）
国土交通省との連携	① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

## 改善基準告示が改正されました

区分	(旧)改善基準告示	(新)改善基準告示
1年、1か月の拘束時間	1か月:293時間以内 (1年3,516時間を超えない範囲 において1か月320時間以内)	1年:3,300時間以内 1か月:284時間以内 ※例外あり
1日の拘束時間	13時間以内 (上限16時間、15時間超えは1 週2回以内)	13時間以内 (上限15時間、14時間超は 週2回までが目安) ※例外あり
1日の休息期間	継続8時間以上	継続9時間以上 (継続11時間以上与えるよう 努めることが基本) ※例外あり
運転時間	2日平均 1日9時間以内 2週平均 1週44時間以内	2日平均 1日9時間以内 2週平均 1週44時間以内
連続運転時間	4時間以内	4時間以内 ※例外あり

1. 時間外労働の上限規制
2. 36協定の作成
3. 改正改善基準告示
4. 改正改善基準告示 Q & A

# 改善基準告示に関するQ & A

## 1 拘束時間について

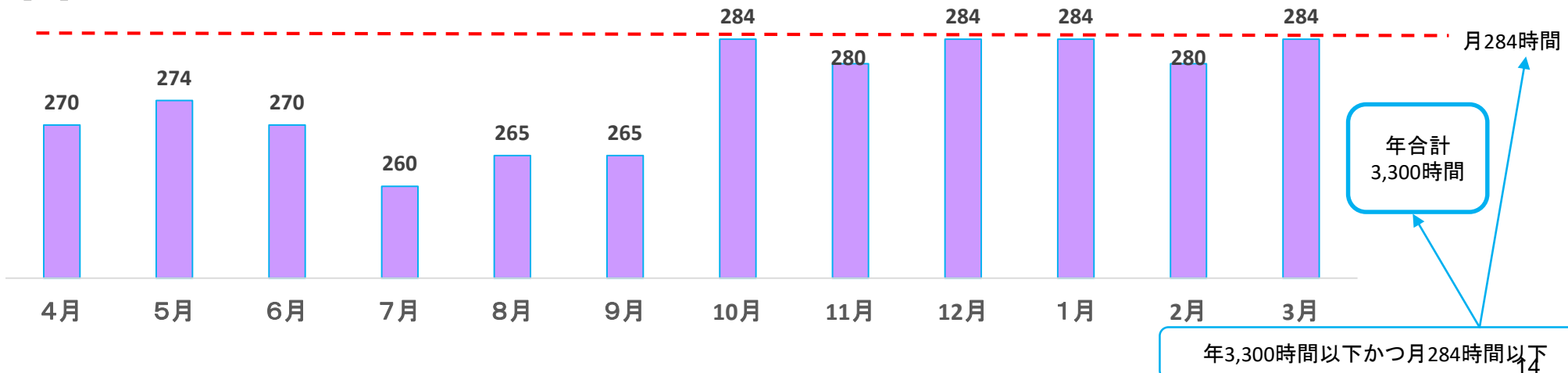
Q

労使協定を締結していない場合、1か月の拘束時間を284時間以内としても1年3,300時間を超えることは認められないのか。

A

各月が上限値（284時間×12か月）とすると1年の拘束時間が3,408時間となり、3,300時間を超えるため、認められない。

【例】（1か月の拘束時間の原則）







# 改善基準告示に関するQ & A

## 1 拘束時間について

Q

毎年1月1日～12月31日を有効期間として拘束時間延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算しているが、今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日開始の協定を締結し直さなければならないか

A

令和6年3月31日以前に締結した労使協定で拘束時間を延長しており、当該協定の有効期間の終期が令和6年4月1日以後である場合、協定を締結し直す必要はない。また、当該協定の終期以後に新告示が適用される。

### 【旧 改善基準告示】

原則：1か月293時間

労使協定の締結により、

1年のうち6か月までは320時間まで延長可。なお、年間の拘束時間は3,516時間を超えてはならない。

### 【新 改善基準告示】

原則：1か月284時間

1年3,300時間

労使協定の締結により、

1年のうち6か月までは310時間まで延長可。なお、284時間を超える月が3か月を超えて連続してはならない。また、年間の拘束時間は3,400時間を超えてはならない。

# 改善基準告示に関するQ & A

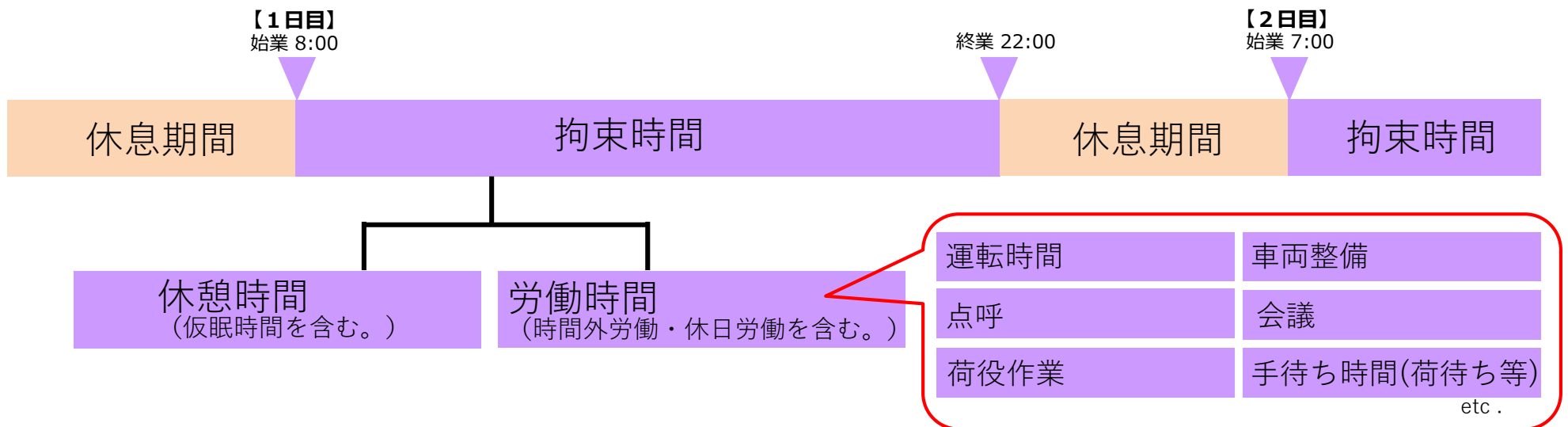
## 1 拘束時間について

Q

点呼、会議等の運転以外の労働時間や休憩時間は、改善基準告示における拘束時間に該当するか。

A

該当する。拘束時間とは労働時間と休憩時間の合計時間、すなわち始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいう。



# 改善基準告示に関するQ & A

## 2 休息期間について

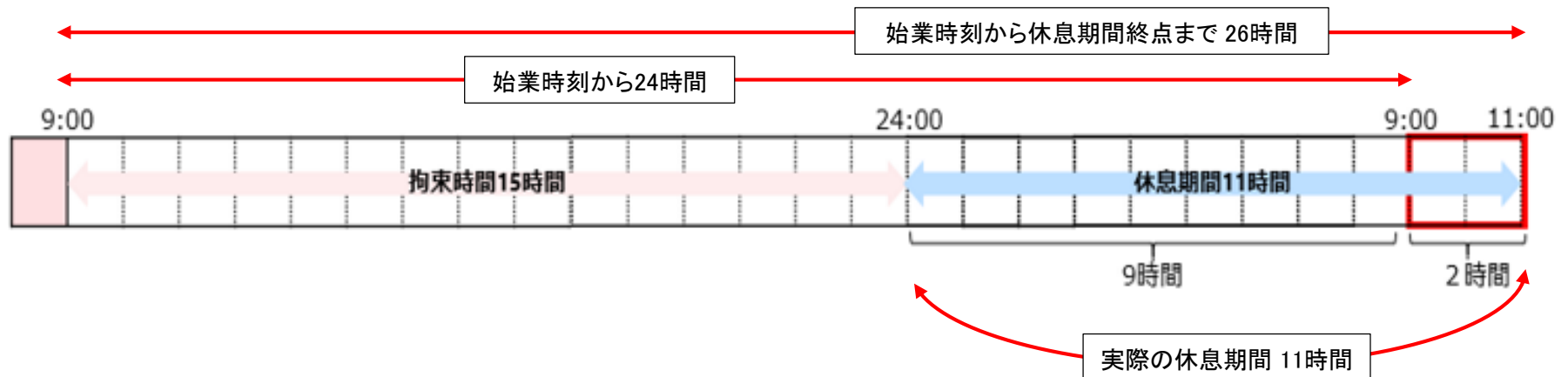
Q

1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能か。

また、1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるか。

A

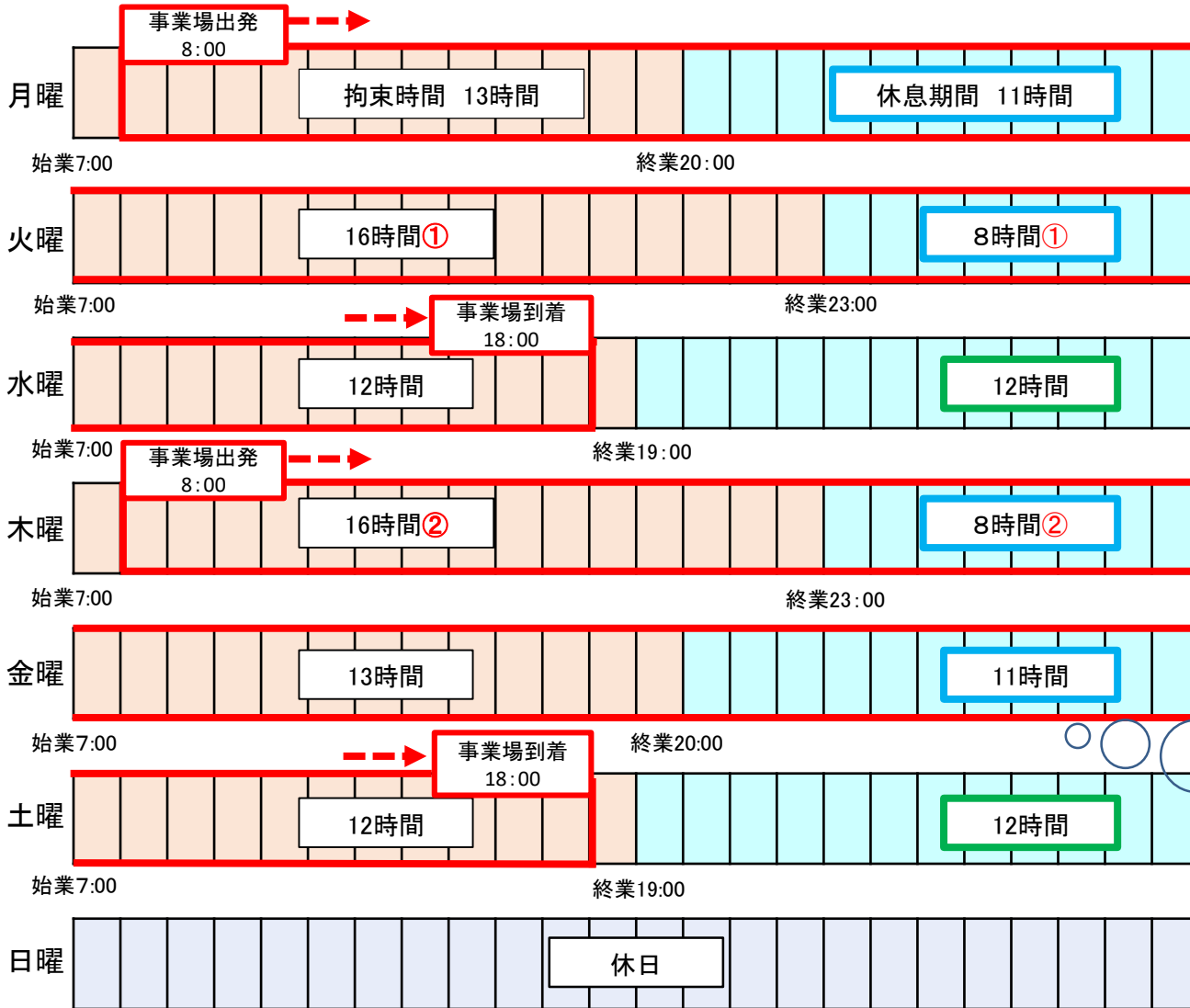
可能。休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はない。





# 改善基準告示に関するQ & A

## 1・2 拘束時間・休息期間の例外について



1週間における運行がすべて長距離貨物運送(※1)であり、かつ、一の運行(※2)における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、**当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上とすることができる(※3)。**

- ※1 一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。
- ※2 自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。
- ※3 一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

- ・1週間における運行 □ がすべて長距離貨物運送(走行距離450km以上)
- ・一の運行中における休息期間 □ が、住所地以外の場所
- ・一の運行終了後の休息期間 □ は継続12時間以上

# 改善基準告示に関するQ & A

## 3 運転時間について

Q

2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいか。

- ① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間
- ② 特定日の前日の始業時刻から48時間

A

運転時間は特定日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましい。

改善基準告示違反か否かは、特定日と特定日前日との平均、特定日と特定日の翌日との平均により判断される。

- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反



(※P8 参照)



# 改善基準告示に関するQ & A

## 3 運転時間について

Q

「運転の中断」は「1回おおむね連続10分以上、合計30分以上」とし、「10分未満の中断は3回以上連続しない」とあるが、

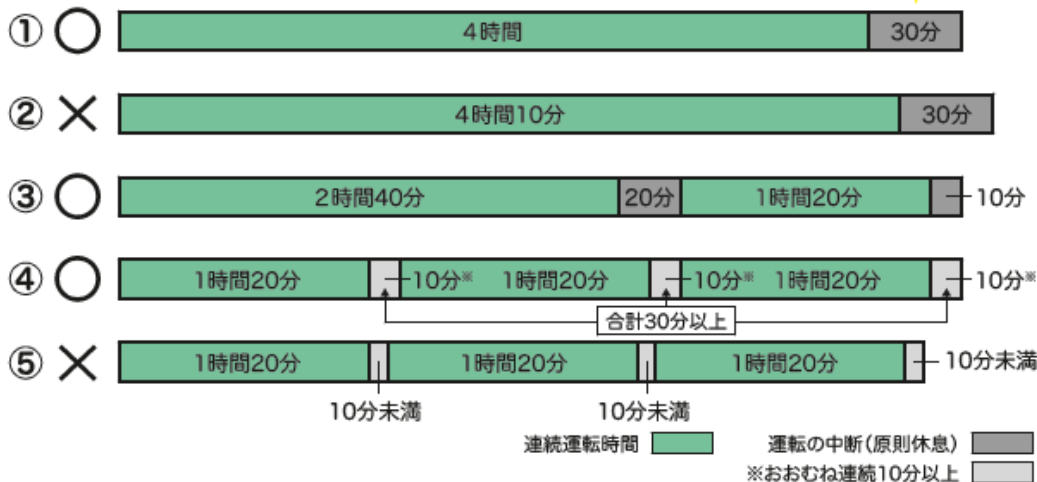
- ① 5分は「おおむね連続10分以上」と認められるか。
- ② 9分、9分、9分、3分の「運転の中断」は認められるか。

A

①、②どちらも認められない。

(図)連続運転時間と運転の中断

連続運転時間のカウントは、運転の中断が合計30分に達したところでリセットされます。



### ※例外

サービスエリア又はパーキングエリア等が満車である等により駐車又は停車できず、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、4時間30分まで延長可。

# 改善基準告示に関するQ & A

## 4 予期し得ない事象について

### 新設

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。

（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合

エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ） 道路封鎖、渋滞への対応に要した時間



- 拘束時間 18時間 ⇒ 18時間 - 3時間 = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）  
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間）
- 運転時間 12時間 ⇒ 12時間 - 3時間 = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 7時間 ⇒ 7時間 - 3時間 = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

# 改善基準告示に関するQ & A

## 4 予期し得ない事象について

### Q1

トラック運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転者Bが急遽別の車両で事故現場に駆け付け、運行する場合、トラックBの運転時間は予期し得ない事象への対応時間に該当するか。

### A

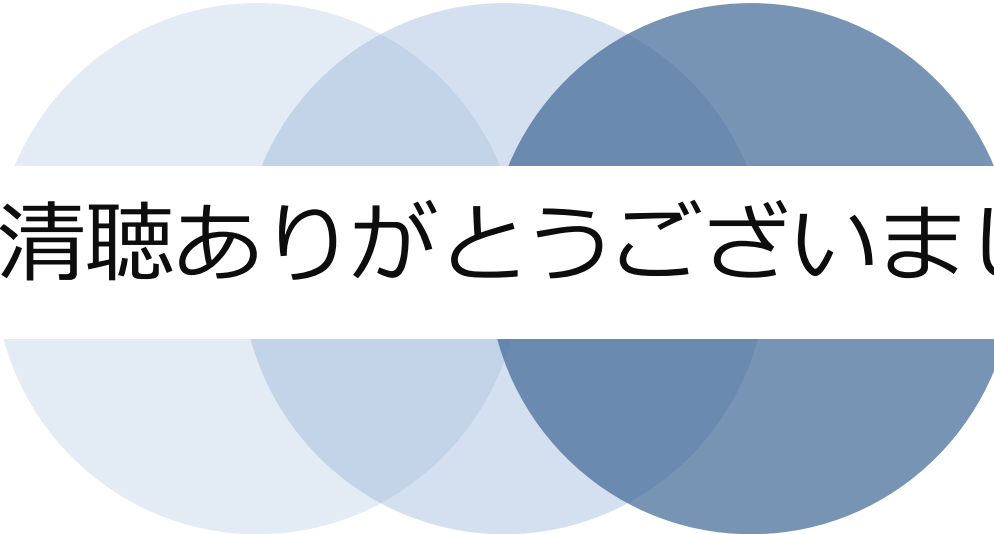
運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られるため、代行者であるトラック運転者Bが対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しない。

### Q2

予期しえない事象について、「運転中に」という限定があるが、運転直前に車両点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合は対象とならないか。

### A

運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しない。



ご清聴ありがとうございました